

せい ねん こう けん せい ど

成年後見制度

判断能力に不安があっても
安心して自分らしい生活を送るために



- 1 成年後見制度の利用 P 1
- 2 法定後見制度と任意後見制度 P 3
- 3 法定後見制度申立手続きの流れ P 5
- 4 任意後見制度申立手続きの流れ P 7
- 5 成年後見人等の仕事について P 9
- 6 後見制度支援信託について P 10
- 7 成年後見制度に関する相談窓口 P 11

特定非営利活動法人 北信ふくしMねっと
北信圏域権利擁護センター



成年後見制度の利用

法定後見制度と任意後見制度

法定後見制度申立手続きの流れ

任意後見制度申立手続きの流れ

成年後見人等の仕事について

後見制度支援信託について

1 成年後見制度は本人の権利や財産を守る仕組みです

成年後見制度の理念

① 自己決定の尊重

憲法13条の幸福追求権に含まれ、全ての人は自分の行動を自由に決定し、自分の人生を決める権利を持っています。後見人等が本人を支援する際も、本人の意思と選択を知り、周囲の家族や医療、介護の専門家ではなく、本人の意思を最も尊重しようとする姿勢のことです。

② ノーマライゼーション

高齢者や障害のある方も、特別扱いをしないで、可能な限り社会の一員として、家庭や地域で通常の生活をする事ができる社会をつくらうという考えです。

③ 残存能力の活用

本人が今持っている能力を、最大限に活かして生活することを尊重することです。何でも他人が行うのではなく、できることはできる範囲で自分で行う、という考えです。



こんなときに利用できます

Aさんは認知症になり銀行でお金をおろすことも適切に使うこともできなくなってしまいました。近くに住む姪はどうしても良いか困っています。



知的障害があるBさんは、母親に金銭管理や契約締結のお手伝いなどの支援をしてもらっていましたが、その母親も高齢となり、今後の支援が困難になってきました。

親が他界した知的障害があるCさん。相続手続き、不動産や預貯金の管理が必要になりましたが、自分一人では手続きができませんでした。



認知症のあるDさんは、在宅福祉サービスや施設入所について、ケアマネジャーから説明を受けました。しかし内容や利用に必要な契約について判断できず、サービス利用につなげることができないままになっています。

精神障害があるEさんは、たびたび悪質で高額、不必要な訪問販売の被害に遭っていました。



成年後見制度を利用すると

成年後見制度を利用して姪が**①成年後見人**となり代理権が得られたので、Aさんに代わって銀行での手続きができるようになりました。またその後の生活費の管理も適切に行われるようになりました。



母親の入院を機に、成年後見制度の申立てを行いBさんに**②保佐人**が選任されました。本人も安定して生活することができるようになり、母親も治療に専念することができるようになりました。

成年後見制度を利用し**③補助人**が選任され、相続手続きを行うことができました。また、その後の生活費の管理も適切に行われています。



成年後見制度を利用し**①成年後見人**が選任されたことで、判断能力が不十分なDさんに代わって、**①成年後見人**が福祉サービスや施設入所契約の内容を理解し、Dさんにわかりやすく説明したのでサービスの契約・利用につながりました。

成年後見制度を利用し**①成年後見人**が選任されることで、取消権によって、成年後見人が契約を取り消すことができます。クーリングオフの期間を過ぎても契約を取り消すことができ、その後被害に遭うことはなくなりました。



成年後見制度活用検討

生活上の課題整理

契約行為・財産管理などの課題

あり

なし

他の支援制度へ

本人の判断能力の有無・程度

問題あり

一定程度はある

日常生活自立支援事業の利用検討

申立の必要性の検討

あり

必要性はあるが他にも事情や課題がある

他の支援制度へ

申立手続へ

2 法定後見制度 と 任意後見制度

「成年後見制度」とは

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方を法的に支援する制度です。家庭裁判所に申立てを行い、本人の権利や財産を守る援助者を選んでもらいます。成年後見制度には、判断能力が不十分になってから利用する「法定後見制度」と、判断能力があるうちにあらかじめ将来の支援内容や支援してくれる人を自分で決めておく「任意後見制度」があります。

法定後見制度の類型は医師の診断書に基づいて、家庭裁判所が判断します。本人の判断能力によって、**後見類型**、**保佐類型**、**補助類型**の3類型に分類されます。それぞれの支援者は①**成年後見人**、②**保佐人**、③**補助人**と呼ばれ、支援できる内容が異なります。

後見人等に与えられる権限

代理権

介護認定の申請や福祉サービス契約などを、成年後見人等が本人に代わって行うことができます。また本人のために預貯金の預入れ、払戻しなどの金融機関手続きができます。**後見類型**では包括的な代理権がありますが、**保佐類型**、**補助類型**では代理権をつけるには本人の同意が必要です。

同意権・取消権

「同意権」とは、本人が特定の行為を行う際に、その内容が本人に不利益でないか確認し、問題がない場合に同意（了承）する権限です。「取消権」とは、②**保佐人**、③**補助人**の同意が必要な行為について、同意を受けずに行った本人の法律行為を取り消す権限です。ただし、日用品の購入など日常生活に関する行為は取り消せません。

法定後見制度

任意後見制度

対象となる人の判断能力

後見類型

契約判断能力がほとんどありません

重度の認知症などで、自己の財産を管理・処分することができません。



保佐類型

判断能力がかなり衰えています

日常的な買い物はできますが、重要な財産に関する法律行為は、誰かに援助してもらう必要があります。



補助類型

援助が必要な場合もあります

難しい契約をひとりで行うのは不安な状態で、重要な財産に関する法律行為の中には、援助が必要なものがあります。



現在判断能力がある人が対象です

現在は大丈夫ですが、将来の財産管理や生活が不安。あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、支援して欲しいことや支援してくれる人を契約で決めておきたい。

支援者の名称

① 成年後見人

② 保佐人

③ 補助人

任意後見人

本人の同意

制度申立に際して、本人の同意は必要とされていません。

制度申立に際して、本人の同意は必要とされていません。

保佐人にどのような代理権を与えるかについては、同意が必要です。

制度申立に際して本人の同意が必要です。

補助人にどのような代理権・同意権を与えるかについても、同意が必要です。

将来に備えて、本人が任意に契約します。

支援の内容

財産の管理や、生活、療養看護に関する契約などを本人に代わって行ったり、必要に応じて取り消したりします。なお、日用品購入など日常生活に関する行為は除かれます。

申立ての範囲内で家庭裁判所が定める法律行為を代わって行います。また、④「重要な法律行為」についての同意（了承）をする権限を持ちます。本人が保佐人の同意を得ないで重要な法律行為を行った場合は、保佐人はその行為を取り消すことができます。

申立ての範囲内で家庭裁判所が定める法律行為を代わって行います。申立時に選択した④「重要な法律行為」の一部に同意したり、取り消したりします。

公証役場で契約

十分な判断力があるうちに、将来の判断能力の低下に備えて、あらかじめ自分の生活、身上監護や財産管理に関する事務（後見事務）について、その具体的な内容や後見事務を行う人を、事前の契約（任意後見契約）によって決めておきます。

※任意後見人には同意権・取消権はありません。

④「重要な法律行為」とは民法第13条1項で定められています。

- ① 元本を領収し、または利用すること。
(例：借金を返済してもらうこと)
- ② 借財又は保証すること。
(例：他人から借金をしたり、連帯保証の契約を結んだりすること)
- ③ 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること。
(例：自宅を売却すること)
- ④ 訴訟行為をすること。
(例：裁判を起すこと)
- ⑤ 贈与、和解または仲裁合意（仲裁法第2条第1項に規定する仲裁合意をいう。）をすること。
(例：贈与契約や和解契約を結ぶこと)
- ⑥ 相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割をすること。
(例：遺産分割協議書に調印すること)
- ⑦ 贈与の申込みを拒絶し、遺産を放棄し、負担付贈与の申込みを承諾し、または負担付遺産を承認すること。
(例：遺産を分けてもらえる権利を放棄すること)
- ⑧ 新築、改築、増築又は大修繕をすること。
(例：自宅のリフォームをすること)
- ⑨ 第602条に定める期間を超える賃貸借をすること。
(例：3年以上のアパートを借りる契約を結ぶこと)
- ⑩ 前号に掲げる行為を制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び第17条第1項の審判を受けた被補助人をいう。以下同じ。）の法定代理人としてすること。



③ 法定後見制度の申立手続きの流れ

検討



ケースにより差がありますがおおむね2〜3ヶ月

申立準備

ケースにより差があります

申立審理

おおむね2〜3ヶ月

審判

2週間

後見業務の開始

① 申立人を検討します
申立てをすることができる人は、以下のとおりです。

申立てできる人

本人、配偶者、四親等内の親族、市町村長、検察官

② 本人情報シートの作成依頼
本人に関わる福祉関係者がいる場合、本人情報シートの作成を依頼します。

③ 本人の診断書及び診断書付票をとりま

医師による診断書（成年後見用）をとり、後見・保佐・補助のいずれに該当するかを判断します。

費用

診断書（成年後見用）
3,000円〜10,000円程度

④ 後見人等の候補者を検討します

成年後見人等になれる人

- ▶ 本人の親族
- ▶ 法律・福祉の専門家（弁護士、司法書士、社会福祉士など）などの第三者がなることができます。
- ▶ 社会福祉協議会・NPO等の法人
- ▶ 市民後見人として活動が許された人

- ・最終的には家庭裁判所が適任者を選任します。
- ・複数の人がなることもできます。
- ・申し立ての時点で成年後見人等の候補者がいない場合も、申立てができます。



● 申立てに必要な書類を準備します。
(長野家庭裁判所のホームページに必要書類が載っています)

書類と費用

- ① 申立書など
- ② 本人の戸籍謄本・住民票
- ③ 本人の「後見登記されていないことの証明書」…………… 300円
- ④ 本人の診断書（成年後見用）及び診断書付票（作成後3ヶ月以内）
- ⑤ 本人情報シート（提出が難しい場合はなくても可）
- ⑥ 成年後見人等候補者の戸籍謄本・住民票
- ⑦ 印紙・切手類…………… 1万円程度
- ⑧ 鑑定費用…………… 5万円程度

※鑑定省略の場合、費用はかかりません。

※住民票は本籍地記載のものが必要です。

費用合計……………約6万円程度



知っておくと便利!!

書類の作成についてアドバイスします!

「申立書の書き方が分からない」「専門家に作成を依頼したい」という方は、北信圏域権利擁護センターにご相談ください。

書類作成を代理する専門職をご紹介したり、ご自分で作成される場合は記入方法の相談にのります。

法定後見制度を利用するには、家庭裁判所に対する申立手続きが必要です

● 申立て

申立人が本人の所在地の家庭裁判所に申立てます。

家庭裁判所において

● 受理面接

申立人、成年後見人等候補者、（出席が可能であれば）本人と面接を行い、申立書類の確認や状況の確認をします。

● 調査・審問

家庭裁判所の調査官が、本人の状況や親族の意向を調査します。補助の場合や代理権・同意権を付与する申立てをした場合、申立てに対する本人の同意を確認します。

● 鑑定

本人の判断能力についてより正確に把握する必要があるときは、医師による精神鑑定を行う場合があります。

● 審判が出ます

家庭裁判所により、類型の決定、成年後見人等の選任、同意権や代理権の内容・範囲が決定されます（審判書が申立人、本人、成年後見人等に通知されます）。成年後見人等を監督する成年後見監督人などが選ばれることもあります。

● 審判確定

成年後見人等が審判書を受領後、2週間以内に不服申立てがなかった場合、審判が確定します。審判に不服がある本人、配偶者、四親等内の親族（申立人を除く）は、この2週間の間に不服申立て（即時抗告）の手続きをとることができます。ただし、誰を成年後見人等に選任するかという家庭裁判所の判断については、不服申立てをすることはできません。

● 後見登記

審判確定後、家庭裁判所が東京法務局に後見登記の登録を依頼します。登記完了後は法務局で発行してもらう登記事項証明書が成年後見人等の資格証明となります。

● 最初にする事

就任後、財産目録・年間収支の見込みを家庭裁判所に提出します。（概ね1ヵ月後）

● 活動の報告

定期的に家庭裁判所に活動報告をします。（通常は1年毎）



知っておくと便利!!

申立に必要な書類の入手方法

- 診断書
- 本人情報シート
- 申立の手引き
- 申立書類

→ 長野家庭裁判所
ホームページ

長野家庭裁判所 成年後見

検索



- 登記されていないことの証明書

→ 長野地方裁判所
ホームページ

長野地方裁判所 登記されていないことの証明書

検索



※郵送希望の場合は東京法務局に申請書を郵送してください。

【郵送申請の送付先】 〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎
東京法務局 民事行政部 後見登録課

- 印紙・切手類

→ 郵便局・大手コンビニエンスストア

申立前の確認事項

① 成年後見制度は**精神上の障害（認知症、知的障害、精神障害等）があり判断能力が不十分な方が対象**です。
（本人の障害が身体的なものだけの場合、また単なる浪費などの場合は、法定後見制度の対象になりません）

② 手続きにはある程度の**時間がかかります**。（問題がなければおおむね2〜3ヵ月）

③ 法定後見人は、最終的に家庭裁判所がふさわしい人を選任するため、**申立人が希望する人が選任されるとは限りません**。

④ 成年後見人等の責任は、**判断能力が回復するか、通常は本人が死亡するまで続きます**。申立てのきっかけとなった問題が解決した後も続きます。

⑤ **いったん申立てをすると、家庭裁判所の許可を得なければ取り下げをすることができません**。

4 任意後見制度の申立手続きの流れ

検討

● 任意後見をお願いする人を決めます

任意後見人になれる人

成人であればだれでも任意後見人になることができます。(ただし事情によってなれない場合もあります) 弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門家に依頼することもできます。

● 任意後見受任者に委任する内容を決めます

本人と任意後見受任者(将来、任意後見人になる人)との話し合いにより、委任する内容を決めます。

委任する内容

- ▶ 財産管理に関する法律行為
- ▶ 身上監護に関する法律行為
- ▶ 任意後見人に支払う報酬(本人と任意後見受任者との話し合いで、あらかじめ報酬を決めておきます。)



契約

● 任意後見契約の締結

本人と任意後見人受任者が、公証役場に行き、公正証書による任意後見契約を結びます。病気等で公証役場に行けない場合には、公証人に出張してもらうことも可能です(有料)。

必要な書類

本人に関するもの

①戸籍謄本 ②住民票 ③印鑑登録証明書 ④実印

任意後見受任者に関するもの

①住民票 ②印鑑登録証明書 ③実印

その他

診断書や財産目録等が必要な場合もあるので、公証人に確認してください。

任意後見契約書作成にかかる費用

- ①任意後見契約公正証書作成の基本手数料 11,000 円
- ②登記嘱託手数料 1,400 円
- ③登記所に納付する印紙代 2,600 円
- ④その他 証書代・郵送用切手代など

※2020年1月現在

判断能力が低下したら

任意後見制度を利用するには、公証役場で公正証書による契約締結が必要です

申立審理

● 任意後見監督人の選任を申立て

本人の判断能力が不十分になった時期に、住所地の家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立てをします。

申立てできる人

本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者

必要な書類

申立書類

申立書、申立事情説明書、本人の財産目録

本人

戸籍謄本、住民票、登記されていないことの証明書、後見登記事項証明書(任意後見)、診断書、任意後見契約公正証書の写し

申立人

戸籍謄本

任意後見受任者

身分証明書、任意後見受任者事情説明書

任意後見監督人の選任にかかる費用

- ①収入印紙 2,200 円
 - ②郵便切手 3,270 円
- ※印紙・切手代は変わることがあります。

任意後見開始

● 審問・調査

家庭裁判所の調査官が、本人の意思を確認し、本人の状況など詳しい事情を関係者から聴取します。

● 審判確定

家庭裁判所が任意後見監督人を選任します(審判書が、申立人、本人、任意後見人、任意後見監督人に通知されます)。

● 後見登記

審判確定後、家庭裁判所が東京法務局に後見登記の登録を依頼します。
任意後見監督人が選任されたときから、任意後見受任者は正式に任意後見人となり、任意後見契約の内容に基づいて支援をします。
任意後見人の職務について、任意後見監督人を通じて家庭裁判所に報告します。

任意後見契約終了

● 登記

終了の登記をする

● 契約が終了するのは

- ▶ 死亡等
本人や任意後見人の死亡・破産
- ▶ 契約の解除
正当な事由と家庭裁判所の許可が必要
- ▶ 任意後見人の解任
- ▶ 法定後見を開始する場合

任意後見制度と併用すると便利な契約

● 見守り契約

支援する人が本人と定期的に面談や連絡を行い、本人の生活状況及び健康状態を把握して、任意後見の開始時期を判断してもらう契約です。任意後見契約と見守り契約を併用して利用することで、適切な時期に任意後見監督人の選任申立てができるようになります。任意後見が始まると本契約は終了します。

● 財産管理委任契約

自分の財産の管理やその他の生活上の事務について、代理権を与える第三者を選び、具体的な管理内容を決めて委任するものです。
契約は、当事者間の合意のみで効力が生じ、開始時期や内容も自由に決めることができます。
任意後見が始まると本契約は終了し、任意後見へと移行します。

● 死後事務委任契約

成年後見人等や任意後見人の職務は、本人の死亡により終了します。死後事務委任契約は、本人が亡くなったあとの諸手続き、葬儀、埋葬、家財の片づけなどの事務を第三者に委任するものです。きちんと契約が履行されるために、公正証書にするのが望ましいといわれています。

● 公正証書遺言

公正証書遺言は、公証役場にて遺言内容を公証人に口授し、公証人が証書を作成します。公証役場に向くことが困難な場合は、公証人が出張して作成することも可能です。
また、遺言内容を確認する証人2人の立会いが必要ですが、適当な証人がいない場合は、公証役場で紹介してもらうこともできます。
死亡後に自分の希望を確実に執行してもらうために、遺言内容の手続きをすすめる「遺言執行者」を定めておくことが望まれます。
公正証書遺言を作成する場合の手数料は、相続財産の金額等によって異なります。

5 成年後見人等の仕事について

成年後見人等は、本人の意向を尊重し、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、生活や療養看護に関する事務や財産管理を行うことによって、本人を保護・支援します。

財産の管理に関する事務

● 成年後見人等ができること

- 預貯金通帳、印鑑、証券類の管理
- 収支の管理(預貯金の管理、年金・給与の受取り、公共料金・税金の支払いなど)
- 保険金の請求
- 不動産の管理、保存、処分
- 遺産分割、行政上の手続き、税の申告
- 本人が不利益な契約を結んでしまった場合の取消し

● 成年後見人等ができないこと

- 利殖等を目的とした資産運用
- 財産の贈与、第三者の利益となる財産処分
- 親族や第三者が支払うべき費用の立替えまたは支払いといった、本人の利益にならない費用の支払い
- 本人の利益にならない債務保証、財産放棄
- 日用品の購入など日常生活に関する行為に対する同意権、取消権の行使

★成年後見人等として注意すべきこと

- 居住用不動産を処分する場合(売却、賃貸、賃貸借契約の解除など)は、家庭裁判所の許可が必要です。
- 成年後見人等と本人の利益が相反する行為については、家庭裁判所による特別代理人の選任が必要です。

生活及び療養看護に関する事務

● 成年後見人等ができること

- 本人の住居の賃貸借契約の締結、費用の支払い
- 健康診断等の受診、治療・入院等に対する契約の締結、費用の支払い
- 福祉施設の入退所に関する契約の締結、費用の支払い
- 介護保険制度や障害者総合支援法のサービス利用契約、サービス内容の確認、処遇の監視、異議申立て
- 教育・リハビリに関する契約の締結、費用の支払い

● 成年後見人等ができないこと

- 医療行為に対する決定及び同意(輸血、手術など)
- 入院や施設入所、入居の際の保証人・身元引受人
- 健康診断の受診・入院や施設への入所、介護、教育・リハビリ等を本人の意思に反して強制的に行うこと
- 遺言、養子縁組、認知、婚姻、離婚など一身専属的な行為
- 居住する場所の指定(居所指定権)
- 本人の死後の事務(葬儀・相続など)

家庭裁判所への報告

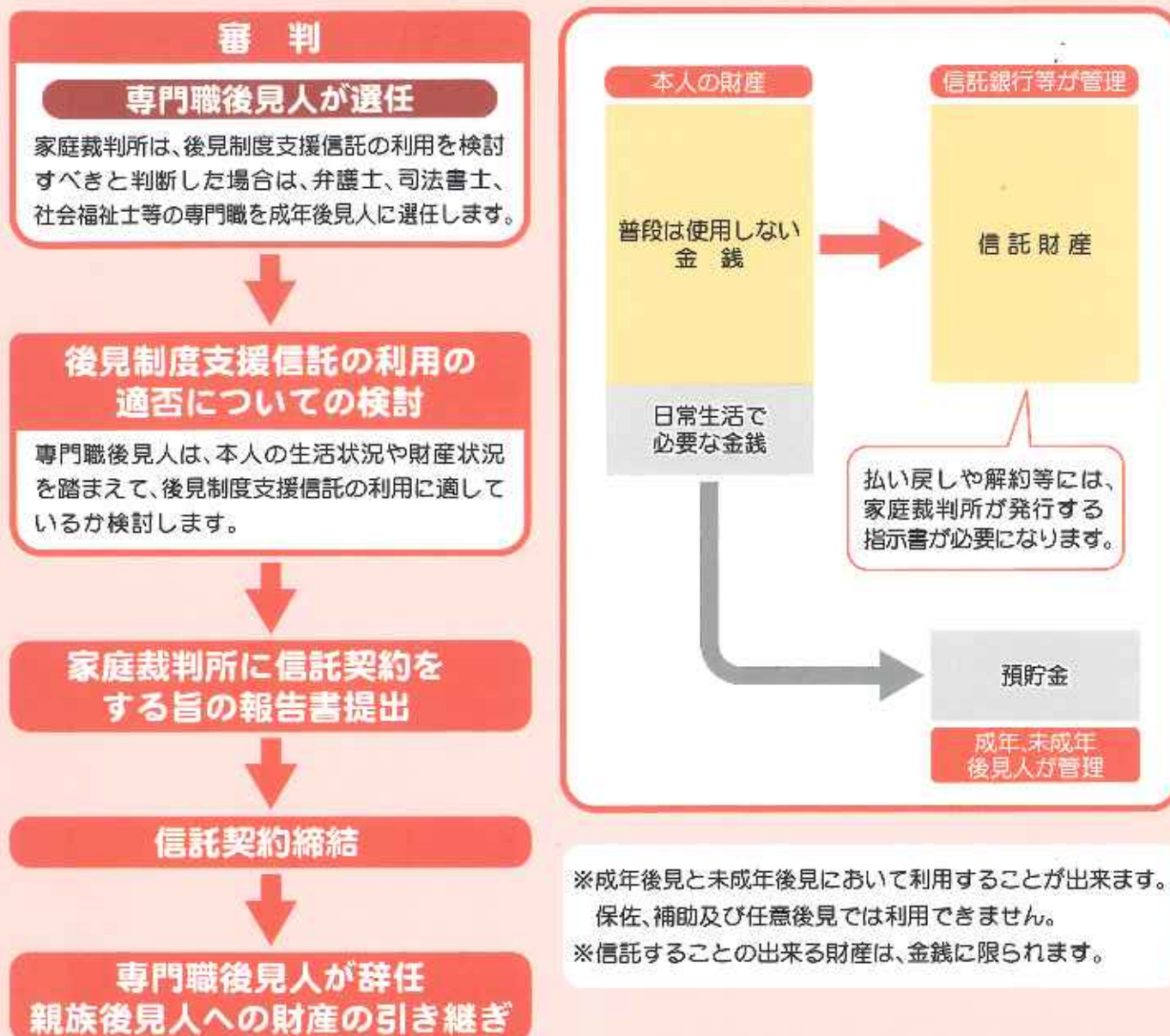
- 成年後見人等は、家庭裁判所に財産管理及び身上監護の状況を報告し、必要な指示を受ける義務があります。
- 成年後見人等は、報告時に報酬付与の申立をし、財産と後見等事務内容等に応じて家庭裁判所が決定した報酬額を被後見人等の財産から受け取ることができます。

成年後見人等は本人の財産を適切に管理しなければなりません

- 成年後見人等は報酬付与の申立てを家庭裁判所にすることができますが、許可なしに本人の財産から報酬を受け取ることは認められていません。
- 成年後見人等は本人のために本人の財産を適切に管理しなければならず、本人の利益にならない支出等、財産を不適切に管理した場合、成年後見人等を解任されるほか、損害賠償請求を受けるなど民事責任を問われたり、業務上横領などの罪で刑事責任を問われたりすることもあります。

6 後見制度支援信託

後見制度支援信託は、本人の財産のうち、日常的な支払いをするのに必要な金銭を預貯金等として成年後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託するしくみのことです。



※成年後見と未成年後見において利用することが出来ます。
保佐、補助及び任意後見では利用できません。
※信託することの出来る財産は、金銭に限られます。

よくある質問

Q 手続きが難しくて申立ができそうもない

A 申立て手続きを委任することができます

自分一人では申立や手続きを進めていくことが不安な場合には、弁護士や司法書士等に申立手続きを代理してもらったり、委任したりすることができます。(費用がかかります)
権利擁護センターにおいて、書類の書き方をアドバイスすることもできます。

Q 成年後見人等の候補者がみつからない

A 申立ては可能です

身近に成年後見人等になってくれる人がいなくても、家庭裁判所が本人の意思や状況を考慮し、適任の成年後見人等を選任します。また、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職を成年後見人等の候補者として依頼したい場合、権利擁護センターで問合せ先を紹介することもできます。

7

成年後見制度に関する相談窓口

●高齢者の方の相談は

中野市	地域包括支援センター	TEL 0269-22-2111 (代表)
飯山市	地域包括支援センター	TEL 0269-62-3111 (代表)
山ノ内町	地域包括支援センター	TEL 0269-33-8412
木島平村	地域包括支援センター	TEL 0269-82-3111 (代表)
野沢温泉村	地域包括支援センター	TEL 0269-85-4701
栄村	地域包括支援センター	TEL 0269-87-3301

●障がい者の方の相談は

中野市	福祉課	TEL 0269-22-2111 (代表)
飯山市	保健福祉課	TEL 0269-62-3111 (代表)
山ノ内町	健康福祉課	TEL 0269-33-3116
木島平村	民生課	TEL 0269-82-3111 (代表)
野沢温泉村	民生課	TEL 0269-85-3112
栄村	民生課	TEL 0269-87-3020

●日常生活自立支援事業について

中野市社会福祉協議会	TEL 0269-26-3111
飯山市社会福祉協議会	TEL 0269-62-2840
山ノ内町社会福祉協議会	TEL 0269-33-1105
木島平村社会福祉協議会	TEL 0269-82-4888
野沢温泉村社会福祉協議会	TEL 0269-85-4347
栄村社会福祉協議会	TEL 0269-87-3450

障がい者の方の相談 北信圏域障害者総合相談支援センター TEL 0269-23-3525

任意後見契約について 長野公証人合同役場 TEL 026-234-8585

成年後見制度の申立先 長野家庭裁判所 TEL 026-403-2038

成年後見制度の利用や申立についてのご相談

特定非営利活動法人 北信ふくしMねっと 北信圏域権利擁護センター